

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-11-14

グアムにおける先住民運動とレイシズム・植 民地主義に関する研究：先住権問題とカ ラーブラインド・イデオロギー

長島, 怜央 / NAGASHIMA, Reo

(発行年 / Year)

2014-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第331号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2014-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(社会学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010256>

博士論文の内容の要約

グアムにおける先住民運動とレイシズム・植民地主義に関する研究 —先住権問題とカラーブラインド・イデオロギー— A Sociological Study on Indigenous Movement and Racism/Colonialism in Guam: Indigenous Rights Issues and Color-Blind Ideology

長島怜央

NAGASHIMA Reo

1 本論文の主題

(1) アメリカのレイシズム・植民地主義とカラーブラインド・イデオロギー

アメリカ合衆国では公民権運動以後のマイノリティの社会運動によって、教育、雇用、文化などにおいてマイノリティの権利が構築されてきた。その一方で、それら（とりわけアフーマティヴ・アクションなど）を逆差別や逆レイシズムとするバックラッシュも生じるようになり、一定の影響をおよぼしてきた。現在ではアメリカを中心とした社会学、文化人類学、カルチュラル・スタディーズ、法学、政治哲学などにおけるレイシズム論や多文化主義論は、こうした状況を「カラーブラインド(肌の色を区別しない、考慮しない)」の考えが持つ問題として把握するようになってきている。

しかし、「カラーブラインド」に関する批判的議論において、対象として想定されてきたのはおもに黒人（アフリカ系アメリカ人）や移民などのマイノリティであり、先住民やナショナル・マイノリティとされる人びとは十分に考慮されてこなかった。アメリカには移民のようなマイノリティもいれば、領土拡張によって主権を奪われた先住民やナショナル・マイノリティと見なしうる人びともいる。後者の人びとのシティズンシップや居住する領土の制度は多様であるが、いずれの領土や人びともアメリカの植民地主義に関連した問題を多少なりとも抱えている。それゆえ、先住民やナショナル・マイノリティとしての権利を要求する運動を展開する人びとも現れ、世界各地の同様の運動とも共鳴してきた。だが、そうして構築されてきた権利もバックラッシュにさらされてきたのであり、「カラーブラインド」の考えがそのなかに見出される。

本論文は、そうした状況を、レイシズム論や多文化主義論の先行研究を踏まえつつ、とりわけカラーブラインド・イデオロギーに関する議論に着目しつつ考察するものである。本論文でいうカラーブラインド・イデオロギーとは、「カラーブラインド」の考えを支持し、レイシズムや植民地主義を表立って擁護するわけではないが、結果的に既存の人種秩序や

植民地支配を正当化してしまうものである。そもそもカラーブラインド・レイシズムは、おもに抽象的リベラリズム（個人主義、普遍主義、平等主義、改善説）や文化的レイシズムなどのフレームを持つ。前者は合衆国憲法や国際規範など普遍的とされるものに依拠する。後者はマイノリティの文化を差異化し、その文化の説明によって既存の力関係や社会的不平等などを肯定する。「カラーブラインド」の考えに同調できない人びとも文化的な他者として排除しようとする。そのうえでカラーブラインド・イデオロギーという用語を使うのは、カラーブラインド・レイシズム論では捉えきれなかったり不明確だったりする植民地主義や歴史的不正義の問題を浮かび上がらせるためである。

(2) グアムにおける先住民運動とアメリカのレイシズム・植民地主義

本論文は、以上のような問題や理論的背景への関心を持って行われた、グアムを事例とする実証研究である。西太平洋のマリアナ諸島の南端に位置するグアムは、アメリカ合衆国の非編入領土であり、国際連合において脱植民地化を要する非自治地域とされている。非編入領土とは、アメリカに属しているがその一部ではない、つまりアメリカの州にはなりえないとされる領土のことである。アメリカは 19 世紀末の米西戦争をきっかけにグアムをフィリピンやプエルトリコなどとともに領有し、第 2 次世界大戦中・戦後には米軍がグアム住民の土地を接収し基地を建設した。先住民チャモロ人は、第 2 次世界大戦前まではグアム人口の 9 割を占めていたが、フィリピン人やアメリカ本土からの白人などの流入とチャモロ人のハワイやアメリカ本土への流出の増加により、2010 年現在では人口 17 万人のうちの 4 割ほどとなっている。ただし、チャモロ人は 17 世紀のスペイン統治に始まる長い植民地支配のなかで文化的・人種的混交が進み、マリアナ諸島以外のハワイやアメリカ本土などに拡散し、ハイブリッドかつディアスポラ的なアイデンティティを持つ側面もある。そうした多文化・多民族社会において、1970 年代以降、チャモロ人の自己決定権や土地権を主張する運動が展開されている。また、第 2 次世界大戦では 32 カ月にわたって日本軍の支配を受け、このときの日本軍の政策や虐待・虐殺などといった戦争の体験と記憶とがチャモロ人のアイデンティティに大きく関わっている。現在もグアムは米軍基地と観光の島としてアメリカと日本の影響下にあり、他のミクロネシアや太平洋の島じまと同様に、そのことは多くの社会的・政治的・経済的な問題と関係している。

本論文の目的は、1970 年代から 2000 年代にかけてのグアムにおけるチャモロ人の社会運動、とりわけチャモロ・ナショナリズムまたはチャモロ人の先住民としての権利の確立に向けた動きと、それに対するバックラッシュ、つまり合衆国憲法や国際規範に基づいた普遍主義的な言説とが相克する状況について、植民地主義・レイシズムの議論、なかでもカラーブラインド・イデオロギーに着目する観点から考察することにある。

グアムにおけるカラーブラインド・イデオロギーの浸透とその帰結は無視しえないものであるが、先行研究では十分に検討されてこなかった。また、グアムを含むマリアナ諸島

の社会・文化・政治・経済に関する日本の社会科学における研究状況は、両者のあいだの歴史的・社会的な関係性や地理的な近接性にもかかわらず、断片的なものか概要的なものに留まってきた。本論文はそうした内外の研究状況の刷新を行うものである。そして前述のように、本論文は、アメリカ本土のカラーブラインド・レイシズム論を踏まえたうえで、アメリカの植民地におけるカラーブラインド・イデオロギーの歴史的展開に着目した実証研究としてもこれまでに類を見ないものである。さらに、この事例に留まらず、多文化主義の議論において歴史的不正義をどのように位置づけるかという問題提起を本論文では行っている。以上のような点が本論文の意義として挙げられる。

本論文で取り上げた問題を整理すると以下ようになる。

グアムにおける 1970 年代以降に活発化した政治的地位問題や土地問題に関するチャモロ人の社会運動は、植民地状況を変革し、歴史的不正義を正すことを目的としてきたといえる。脱植民地化を目指す動きにおいて、OPI-R（先住権人民機構）などの住民団体はチャモロ人の自己決定を一貫して主張してきた。その考えは、政治的地位を選択する住民投票において、チャモロ人のみの投票を要求してきたことにも現れている。また、グアム政府によって新たな政治的地位として追求されたコモンウェルス（自治領）に関する法案（コモンウェルス法案）でも、「チャモロ人の自己決定」を定めた条項は妥協できないものとされた。なぜチャモロ人のみなのかという疑問については、アメリカによって主権を奪われた時点のグアム住民とその子孫であるからと、その理由を説明してきた。彼らが訴える住民投票における有権者の基準は、エスニック・人種的なものではなく、歴史的・政治的なものであるというのである。レイシズムであるという非難を避けるため、その有権者の法的な資格として「チャモロ人」という用語を使わなくなったほどである。

土地問題に関するさまざまな取り組みも、米軍による土地接収という歴史的不正義を正すという目的がその根本にあったといえる。賠償請求運動は、1970 年代以降にグアム土地所有者協会（GLA）によって行われた。チャモロ人に土地を貸与するチャモロ土地信託法（CLTA）は、1975 年に成立し、1993 年から実行された。連邦政府の余剰地を原所有者に返還するグアム先祖伝来地法（GALA）は 1999 年に成立し、全体から見ればごくわずかではあるが、実際にチャモロ人への土地返還が行われている。戦中・戦後の土地接収という歴史的不正義を根拠にした、チャモロ人の土地権の確立が進んできたといえる。

だがその一方で、チャモロ人の運動や権利の展開に対して、消極的であったり、懐疑的であったり、批判的であったりする人びとも存在してきた。1975 年の CLTA 成立時においてもすでに、同法がチャモロ人と非チャモロ人の対立を助長することを恐れる声や、同法が人種などによる差別を禁ずる合衆国憲法に反する可能性を指摘する声があった。実際にそのことが、CLTA の成立にもかかわらず、長いあいだ実行されないという状況を生み出した。1980 年代に政治的地位（とそれに関する住民投票）やコモンウェルス法案においてチャモロ人の自己決定権が主張されたときも、その実現性に関する疑問だけでなく、合

衆国憲法に反することや反アメリカ的であることが批判的見解のなかで指摘された。1990年代に入り、住民団体のナシオン・チャモルによって CLTA の実行が要求されたときも、当時のジョセフ・アダ知事らは合憲性に問題があるとして実行に及び腰であった。2000年に連邦最高裁判所でハワイ人の権利に関して消極的なライス判決が出たときには、グアムでも大きな反響があった。グアムの政治家や活動家らは、チャモロ人の自己決定権や土地権などの権利が人種差別的なものではないとあっさり釈明しなければならなくなった。また非チャモロ人住民らによるチャモロ人の権利に対する批判の声も高まり、訴訟に向けた動きが進行することとなり、バックラッシュともいえる状況が生じている。こうしたチャモロ人の歴史的不正義などに基づいた権利に消極的、懐疑的、批判的な立場にはカラーブラインド・イデオロギーとの親和性が見られ、それはこの 30 年以上にわたって徐々に浸透してきたことが分かる。

以上のように、おもに 1970 年代から 2000 年代にかけての先住民運動とカラーブラインド・イデオロギー双方の展開を分析しているが、チャモロ人のアイデンティティも本論文の中心的テーマのひとつである。第 3 章では戦争の体験・記憶との関連でアメリカ愛国主義を取り上げ、第 4 章ではチャモロ・ルネサンスとチャモロ・ナショナリズムのなかでのチャモロ・アイデンティティを筆者による参与観察やインタビューに基づくライフヒストリーから明らかにする。チャモロ人のハイブリッドでディアスポラ的なアイデンティティの詳細はこれまで日本国内では紹介されておらず、エスニシティ／ナショナリズム研究や先住民研究においても本論文の大きな意義がある。

(3) 研究方法とデータ

その他にどのような資料・データを用いるかも説明する。まず、事実関係や全体的な流れを把握するために、おもに地元新聞の記事を参照している。また、活動家、政治家、その他の住民の考えが示された資料として、新聞・雑誌記事、新聞の社説やコラムや投稿、運動のビラやパンフレット、論文、演説や証言の原稿などを用いている。インタビューや参与観察などのフィールドワークのデータは、それらの資料で不十分な情報を補うだけでなく、前述のように、チャモロ人のアイデンティティやライフヒストリーに関する部分に生かされている。これらの住民、活動家、政治家、政府などの考えが表明された資料やデータにおいて、歴史的不正義や差別・不平等がどのように語られているか、カラーブラインド・イデオロギーの諸要素はどのように見られるか、実際の活動にどのように現れているかを明らかにしつつ、それらがどのように変化してきたか、どのように影響しあっているかを分析する。

2 本論文の構成と内容

本論文は序章と終章を含めて、11の章で構成される。

序章は、アメリカの植民地やそこにおける先住民であることに関する諸問題を、海洋帝国アメリカのなかで比較考察しながら浮かび上がらせている。具体的には、アメリカ本土の先住民（アメリカ・インディアン）に対する政策も踏まえながら、グアム、ハワイ、プエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島、北マリアナ諸島、アメリカ領サモアの政治的地位と住民の法的地位を確認している。それらの地域におけるアメリカの植民地支配は文明化の程度などの判断によって正当化されたのであり、そのなかで形成された編入領土／非編入領土の区分は現在も維持されている。また、それらの地域の住民は、アメリカの植民地支配のなかで複雑なアイデンティティを形成してきた。

第1章「植民地主義・レイシズム研究におけるカラーブラインド・イデオロギーの位置づけ—理論的枠組みと先行研究—」は、カラーブラインド・イデオロギー論という理論的枠組みを提示し、それに基づいて先行研究の整理を行い、本論文の位置づけを説明している。

第1節はアメリカにおける「カラーブラインド」の考えに関するレイシズム論や多文化主義論を検討している。まず、「カラーブラインド」という社会規範のアメリカにおける歴史的な展開を確認している。ポスト公民権運動期における社会経済的な背景の変化により、黒人などのマイノリティの権利や運動に対するバックラッシュまたは人種の反動が高まるなかで「カラーブラインド」の言説が用いられていった。また、アメリカの国民統合の原理、つまりアメリカ・ナショナリズムの特質が、「カラーブラインド」という規範の基盤となっている。そうした「カラーブラインド」を理想とする考えが現実には人種的不平等に帰結している状況を分析する概念としてカラーブラインド・レイシズムがある。カラーブラインド・レイシズム論は、アメリカ社会における巧妙なレイシズムについて問題提起し、その実態を分析している。また、多文化主義の議論のなかでも、批判的多文化主義は、「カラーブラインド」の問題に無自覚な既存のリベラル多文化主義や企業的多文化主義を批判している。しかし、カラーブラインド・レイシズムや批判的多文化主義の議論は、「カラーブラインド」の考えがもつ植民地主義的な効果を十分に捉えることができない。ナショナル・マイノリティや先住民の権利や歴史的不正義に関する補償・賠償・返還を批判的多文化主義のなかでどのように位置づけるかが課題となっている。

第2節は、ハワイにおけるカラーブラインド・イデオロギー論を検討し、それらの議論の特徴を明らかにする。カラーブラインド・レイシズムの動きは、ハワイ人の先住民としての主権回復運動が展開され、ハワイ人のみを対象とするプログラムなどが多数実施されるハワイにも波及し、大きな影響をおよぼすようになっている。ハワイ人とアメリカの関

係をふまえれば、それはレイシズムだけでなく植民地主義の問題でもあり、「カラーブラインド・イデオロギー」としたほうが適切である。その問題に取り組むカラーブラインド・イデオロギー論は、逆レイシズム批判によって遂行される植民地主義を批判的に解き明かすものであり、とくに人種化という歴史的過程や歴史認識・記憶に焦点を当てるものであるといえる。

第3節は、グアムにおける植民地主義やレイシズムに関連する先行研究の整理を行い、そのなかで本論文の位置づけを説明している。グアムでは1980年代以降、チャモロ人の先住民としてのアイデンティティやナショナリズムの高揚とともに、アメリカの植民地主義に焦点を当てたおもに当事者による研究が盛んになってきた。軍／民とアメリカ人／チャモロ人の区分が第2次世界大戦後に重ならなくなっていくなかで、差別や隔離に着目するだけでは現在生じている問題を見落とすことになってしまう。その一方で、チャモロ人の労働や行政・経営能力に関する文化的レイシズムと呼びうるものが先行研究でも指摘されてきた。とりわけ、本土出身者（白人）によっておもに担われるマスメディアの果たす役割は重要である。ただ、文化的レイシズムの政治的な効果については十分に検討されていない。また、グアムにおける文化多元主義・多文化主義の広がりへの批判も早くから見られているが、対象が教育などに限定されていたり、中心的なテーマとして掘り下げられていなかったりする。そのため、多文化主義の思想やそれに関連した政策が、グアムのチャモロ人の権利や地位にどのように作用しているかをより広い視野から考える必要がある。またそれらの議論では、先住民としてのチャモロ人の存在根拠が文化にのみおかれ、歴史的経験や社会構造的な位置についてはほとんど言及されていない。グアムにおける文化多元主義や多文化主義の批判的論者が、歴史的な不正義を十分に考慮してこなかったという点にも着目する必要がある。

第2章「グアムにおけるアメリカ植民地主義の展開—多文化化、軍事化、アメリカ化—」は、アメリカによる植民地支配の社会的・文化的な影響という観点から、歴史研究と統計データに依拠しつつグアムの過去と現在を概観している。

第1節は、アメリカ統治以前と以後として、1898年までのマリアナ諸島の歴史とそれ以後のグアムの歴史を概観し、グアムの政治やチャモロ人のアイデンティティの展開を理解するのに十分な背景を説明している。スペインとアメリカのグアムに対する植民地政策とグアムの政治制度の変化と、それらへのチャモロ人リーダーやエリートや政治家らの関わりを見ていきながら、グアムとアメリカの関係がどのようにして築かれていったのかを明らかにしている。

第2節は戦後の近代化のなかで多文化化と住民のハイブリッド化・ディアスポラ化がいつそう進んできたことを明らかにしている。まず、移民の流入とチャモロ人の流出の歴史を見たあと、人口構成、国籍、出生地の変化などを統計データで確認している。そしてそ

うした人びとの移動のコンテクストゆえに、エスニシティや国籍と階層との相関が見られることを、エスニシティ・人種別の年間所得の変化や産業別就業者数の変化などから明らかにしている。

第3節は、第2次世界大戦を契機とする社会の軍事化に焦点を当て、土地接收と基地建設によって形成された基地依存経済のなかで、米軍と基地が人びとの生活を包摂し、アイデンティティの拠り所ともなってきたということを明らかにしている。

第4節は、教育とメディアを通じたグアム社会とチャモロ人のアメリカ化に焦点を当てている。戦前に導入されたアメリカの教育システムのなかで、イングリッシュ・オンリー政策がとられ、チャモロ語の使用は禁じられ、英語の使用が強制された。戦後はそれがより徹底され、人びとのあいだに浸透していったため、チャモロ語話者が急速に減少していった。1970年代以降の文化多元主義・多文化主義への政策転換でチャモロ語の位置づけは変化してきたが、英語イデオロギーの影響もあり、予断を許さない状況が続いている。また、グアムにおける新聞、ラジオ、テレビなどのメディアは米軍やアメリカ本土の企業と深いつながりがあり、グアムにアメリカ文化を伝える役割を果たしてきた。

第3章「戦争の体験・記憶とアイデンティティ—戦後補償要求における愛国主義・ナショナリズム・植民地主義—」は、第2次世界大戦や日本軍占領統治の体験とその後のアメリカ連邦政府への戦後補償要求に焦点を当て、チャモロ人の戦争の記憶とアイデンティティの関係性、とりわけアメリカ愛国主義の高まりを明らかにしている。

第1節は、第2次世界大戦中の日本軍による統治政策のなかで南洋群島とグアムとを関連づけ、チャモロ人に対する日本化政策を取り上げている。戦局の悪化のなかで、それはグアムのチャモロ人にとっては非常に抑圧的なものとなった。日本軍による性暴力や虐殺も頻発した。これらはチャモロ人の戦争の記憶やアイデンティティにおいて重要な意味を持つことになる。また、米軍上陸後にチャモロ人の土地は基地建設などのために接收されたが、戦後すぐに行われたそれらの被害に対する補償は十分なものではなかった。

第2節は、戦争被害に関するチャモロ人の認識とアメリカ愛国主義との関係を論じている。米軍によって日本軍から「解放」してもらったという負い目などから、戦争被害や土地接收の問題をアメリカに訴えることはチャモロ人にとって容易ではなかった。しかし、近隣のミクロネシアの人びとへの日米両政府による戦後補償の実施はグアムのチャモロ人の愛国心を傷つけ、それがきっかけとなり土地賠償請求と戦後補償要求がグアムでも行われることとなった。

第3節と第4節では、1980年代から1990年代初頭にかけての土地賠償請求と戦後補償要求の過程におけるグアムの住民や政治家たちとアメリカ連邦政府の政治家たちとの交渉を取り上げている。それらの交渉においては、チャモロ人らグアム住民のアメリカへの愛国心や忠誠心が前提とされ重視されていた一方で、それらを介さずに戦後補償を要求する

チャモロ・ナショナリズムに基づいた動きも垣間見えた。グアム住民のあいだでのアメリカ愛国主義とチャモロ・ナショナリズムの相違は、戦争の記憶とアメリカ植民地主義への認識の相違でもあった。

第4章「チャモロ・アイデンティティの諸相」は、チャモロ・ナショナリズムやチャモロ・ルネサンス以後のチャモロ人のアイデンティティの変容を考察している。

第1節は、「チャモロ・ルネサンス」と呼ばれる文化復興運動、とりわけチャモロダンスとチャモロチャントおよびチャモロ語の復興過程と実態について、中心的な人物や団体の役割に注目し、かつチャモロ・ルネサンスとチャモロ・ナショナリズムの関係性を明らかにしている。第2次世界大戦後にはグアムのチャモロ人を意味する言葉として「グアメニアン」が広がっていったが、1980年代以降は「チャモロ人」という呼称が息を吹き返していく。その背景にチャモロ・ルネサンスがあったのであり、チャモロダンスやチャントやチャモロ語を復興させようという人びとの取り組みがあった。また、チャモロ・ナショナリストの団体はすでに1970年代後半にはチャモロ語やチャモロ文化に高い関心を示しており、その後もチャモロ・ナショナリズムとチャモロ・ルネサンスの相乗効果が見られる。

第2節は、チャモロ・ルネサンスやチャモロ・ナショナリズムという運動における個々人のライフストーリーに焦点を当て、チャモロ・アイデンティティの高揚とディアスポラやハイブリッド性の関係性について明らかにし、アメリカの植民地としてのグアムの歴史のなかでのチャモロ・アイデンティティの多様な姿を浮かび上がらせている。取り上げているのは、チャモロダンス創始者、チャモロチャント探究者、白人系アメリカ人を親にもつチャモロ人、チャモロ工芸品店店主、若きチャモロ語教師、グアム南部の住民（家族）である。

第5章から第7章にかけては、チャモロ・ナショナリズムを中心とするチャモロ人の社会運動の展開とその帰結を考察する。

第5章「チャモロ知識人とアメリカ化・軍事化—チャモロ・アイデンティティの再構築—」は、チャモロ・ナショナリストの団体である OPI-R（先住権人民機構）がチャモロ人の歴史の再構築や社会分析を非常に積極的に行っていたということに着目している。それらはチャモロ人のいわば〈自己〉を再構築するプロセスであり、政治的地位の自己決定という OPI-R の政治的課題に欠かせざるものであった。そして、そのような運動と研究の相互作用は、チャモロ・ナショナリズムをダイナミックなものにした。

第1節は、1970年代以降のチャモロ・ナショナリズムのなかで教育・研究活動が重視されてきたが、これまでそうした視点で十分に論じられてこなかったということを指摘している。

第2節は、OPI-Rの政治課題や組織的特徴を整理し、1987年にOPI-Rのメンバーによって出版された『チャモロ人の自己決定』と題する書について説明している。グアムの政治的地位に関する住民投票での有権者をチャモロ人に限定すべきだとチャモロ人の自己決定を主張するなかで、OPI-Rのメンバーはその〈自己〉とは何かという問題に向き合おうとした。

第3節は、1970年代後半から1990年代初頭にかけてのチャモロ人の歴史の再構築の動きを明らかにしている。OPI-Rはその活動の初期から、チャモロ人とその文化を死んだもの、過去の遺物とする歴史記述に異議を唱え、チャモロ人の存在とその生きられた文化を主張し、政治的地位の自己決定を求める運動の正当性とのつながりを示していった。具体的には、マゼラン上陸や第2次世界大戦での米軍による「解放」などに関する歴史認識の転換を図ろうとした。

第4節は、グアムのマスメディアがチャモロ人やグアムのイメージを形成し、それらがチャモロ人の思考やアイデンティティにどのような影響をおよぼしてきたかを、OPI-Rのメンバーが批判的に考察してきたということを明らかにしている。

第5節は、ロバート・アンダーウッドらOPI-Rのメンバーが、「従属民」ではなく「不適合者」であろうと人びとに呼びかけていたということに注目している。彼らはアメリカの植民地支配の現状を受け入れる「グアムの意識」は批判し、主体性をもった「不適合者」であることを肯定的に評価したのである。

第6節は、チャモロ人の先住民運動と先住民研究の関係性について最後にまとめている。チャモロ人の先住民ナショナリズムの形成、つまりチャモロ人という〈自己〉の再構築は、OPI-Rの活動家たちによるチャモロ人の歴史の再構築や社会分析によって可能となった。彼らは政治的地位の議論において、その選択肢や戦略についてのみ語ったのではなかった。OPI-Rは政治的な自己決定や主権をもとめていく組織である一方で、グアム社会におけるさまざまな問題に目を向け、メディアや教育といった文化的側面と関わる植民地主義と表象の問題、つまり軍事化やアメリカ化に敏感に反応した。チャモロ人の観点から歴史を再構築し、それによって人びとの歴史認識を変化させ、チャモロ人という〈自己〉を再構築することが、OPI-Rにとってとくに重要であった。そしてこうした動きは、その後の世代にも受け継がれ、広がっていった。またそれは、他地域、とりわけ太平洋・オセアニアの先住民の運動や研究の広がりやそれらに関する議論のなかに位置づけられる。

第6章「未完の脱植民地化—チャモロ・ナショナリストによる自己決定と主権の追求—」は、チャモロ・ナショナリズムにおいて、グアムの抱えるさまざまな社会問題が植民地化という歴史的不正義に結びつけられてきたということを明らかにしている。そのために、その運動において、自己決定や主権という言葉がどのような文脈で、どのような意味で用いられてきたかに着目している。なぜなら、植民地化とは自己決定や主権が失われたまた

は不十分な状態にさせられることであり、脱植民地化とはそれらが回復された状態やそこへの過程であると考えられるからである。脱植民地化、自己決定、主権といった概念のこうした捉え方は、カルチュラル・スタディーズ、先住民研究、政治理論、フェミニズムの論者たちによっても行われてきた。

第1節は、アメリカ植民主義との関係でグアムが抱えてきた政治的・経済的自立の諸問題を明らかにしている。1950年のグアム基本法の制定はグアムの政治発展の画期ともなっているが、それによってグアムの非編入領土としての政治的地位が確認されることとなった。その後もアメリカの理念は、グアムの政治発展を推し進める一方で、グアムの人びとを縛っていくことにもなる。また、1962年の出入域制限措置の解除は、グアムの人びとの経済発展の期待を高めたが、結果的にグアム経済の対外依存を高めた。グアムの人びとは、経済発展の幻想を根強く持っており、政治発展をなおざりにしてしまうという問題も指摘されている。新自由主義的な動きが進むなかで、政治的・経済的自立をいかにして成し遂げるかということがますます重要な課題になっている。

第2節は、ミクロネシアの脱植民地化や北マリアナ諸島との関係性に注意を払いながら、1960年代から2000年代までのグアムの政治的地位の歴史を概観している。1960年代末からグアムでは憲法会議や政治的地位委員会の活動が行われ、グアム政府とアメリカ連邦政府とのあいだで政治的地位に関する議論が交わされるようになる一方で、チャモロ人の自己決定を求める動きが大きくなっていく。また1960年代以降、国際的な脱植民地化の潮流はミクロネシアにも影響しはじめていた。アメリカ施政下の太平洋諸島信託統治領では、1970年代から90年代前半にかけて脱植民地化が進められた。とりわけ、マリアナ諸島統一の議論が持ち上がりつつも、北マリアナ諸島がアメリカのコモンウェルス(自治領)になったことはグアムの人びとにも衝撃的であった。グアムでは1980年代に住民投票が数度行われ、コモンウェルスを新たな政治的地位として求めていくこととなる。しかし、チャモロ人の自己決定権などの内容を含んだコモンウェルス法案に関する交渉は難航し、1997年には決裂する。そして、グアムの脱植民地化を求める勢力は、この時期に設置されたグアム脱植民地化委員会に活動の場を移していく。

第3節は、OPI-Rの活動によって、チャモロ・ナショナリズムが「非自治地域における先住民の自己決定の追求」として具体化していったことを明らかにしている。国連の非自治地域リストに1946年以来登録されていることや国連の脱植民地化特別委員会と関わりを持つようになったことが、グアムのチャモロ人の反植民主義ナショナリズムを促していった。そして、世界各地の先住民運動の国際的ネットワークの形成やそれとの関わりは、チャモロ人に先住民としてのアイデンティティをいっそう自覚させることとなった。OPI-Rは、チャモロ人の自己決定の主張はそのままに、コモンウェルスを求める運動のなかでグアムの自治のための新たな政治的地位の可能性を模索した。そうして、先住民ナショナリズムといいうるような、グアムの独自のコンテクストに関連した先進的で柔軟性を

持った考えも生まれていった。

第4節は、1990年代にグアムで大きな影響をおよぼした、エインジェル・サントスをリーダーとするナシオン・チャモルの活動と思想に注目している。具体的には、彼らのネイションや主権といった概念がどのような意味を持つのか明らかにしている。サントスらはチャモロ・アイデンティティを強く表明することによって、多くの人びとを魅了した。彼らは米軍に起因する環境汚染や土地問題から、チャモロ人にとっての土地の重要性を主張し、アメリカの移民政策を批判し、チャモロ人のエコロジカルな主権を重視した。

ただし、チャモロ・ナショナリズム全体を見れば、その主体や活動内容や主張は多岐にわたり、けっして一括りにできるものではない。言い換えれば、自己決定と主権という概念をそれぞれの置かれた状況に引きつけ流用しながら、脱植民地化を構想してきたのである。あえてまとめるならば、彼らにとっての脱植民地化は、近代国民国家としての完全な独立を直接的にめざす分離主義的なものではなく、アメリカとの関係をもうまく利用した自治に近いものであった。また、チャモロ・ナショナリストたちは移民や非チャモロ人と難しい関係にありながら、エスニックな区分だけでなく階級の問題についても意識的であった。

第5節は、1990年代以降のチャモロ・ナショナリズムを、コモンウェルスの要求などの政治的地位に関する動きや、2000年代の米軍増強計画との関連で論じている。1990年代には主要なチャモロ・ナショナリストたちが政界に進出し、言論活動も依然として盛んに行われた。その一方で、チャモロ・ナショナリストに多くの逆風が降り掛かり、2000年代半ばにはグアム脱植民地化委員会の活動は停滞する。だが2000年代半ばに具体化した米軍増強計画は、グアムの多くのチャモロ人によって自己決定権や主権の侵害とみなされ、同計画への反対運動とともに、自己決定や主権を追求する動きを新たに刺激した。

第7章「先住民の土地権—チャモロ土地信託法とグアム先祖伝来地法—」は、グアムの土地問題をめぐる動きを整理し、チャモロ人の土地権を確立する法制度が整備されるなかで、どのように歴史的不正義が認識されてきたかを明らかにしている。

第1節は、チャモロ土地信託法（CLTA）を取り上げ、1970年代の成立過程や1990年代の実施過程において、同法の起草者や実行要求者の活動や言論を分析している。同法は、「ネイティヴ・チャモロ」に「チャモロ・ホームランド」を年間1ドルで99年間貸与するというものである。同法起草のきっかけのひとつは、1969年の海軍の弾薬庫用港湾の移設計画によって引き起こされたセジャ湾問題であった。起草者であるポール・ボダリオにはチャモロ人が土地から切り離されてきたことへの危機感があった。また、1990年代のサントスらナシオン・チャモルを中心とする実行要求者らは土地問題に高い関心を持ち、激しい運動を展開した。

第2節では1990年代末に成立したグアム先祖伝来地法（GALA）を取り上げ、GALA

がいかなるものとして認識されてきたかや土地返還の現状を報告している。同法は連邦政府から返還された土地を、グアム政府が先祖伝来権原に基づいて原土地所有者に返還するというものである。GALA も歴史的不正義を正すという意味合いが含まれている。

第3節はこれらの動きを先住民の土地権の構築として捉えている。CLTA や GALA が成立し、実施されてきた根底には、チャモロ人はグアムの先住民であり、先住民であるからグアムの土地に特別な権利があるという考えがある。そしてそうした考えが影響力を持つにはそれなりの背景があったということが分かる。セジャ湾問題では、新たな土地接収を認めるかどうか争点となった。それと同時に、1970年頃には土地の重要性はそれまでとは異なる要因によって高まっていた。ひとつは1962年の海軍による出入域制限措置の撤廃による民間部門の発展、とくに観光産業の発展である。もうひとつはフィリピン系などの非チャモロ人移民の増加である。1970年頃にはグアム人口に占めるチャモロ人の割合は5割を切っていたと考えられる。フィリピン系住民の増加は、チャモロ人の先住民アイデンティティ、グアムはもともと自分たちの島であるという意識を強めた。それまで以上にチャモロ人が土地を失い、土地を取り戻すこともできなくなってしまう、底辺集団となってしまうのではないかという危機感が、ポール・ボダリオにCLTAの起草を促した。しかしそれだけではない。土地賠償請求運動はもちろんのこと、CLTA と GALA にも、歴史的不正義を正すという目的がある。土地賠償請求運動の開始とCLTAの成立は戦後30年くらい経った時期である。土地を失ったときにすでに成人だった人びとの多くは、高齢となったり、亡くなったりしていた。だが土地接収は忘れられていなかった。

第8章と第9章は、チャモロ人の権利や運動に批判的な動きを取り上げ、グアムにおけるカラーブラインド・イデオロギーの浸透を明らかにしている。

第8章「チャモロ人の自己決定権の合憲性問題—『チャモロ人のみの住民投票』をめぐる—」は、チャモロ人の自己決定権、とりわけ「チャモロ人のみの住民投票」の合憲性をめぐる議論を取り上げ、カラーブラインド・イデオロギーの展開を考察している。連邦最高裁におけるライス判決前後の議論が中心である。

第1節はグアム脱植民地化委員会による「チャモロ人のみの住民投票」における「チャモロ人」定義の問題を整理している。住民投票における「チャモロ人」定義は1950年グアム基本法に倣ったもので、1899年パリ条約施行時の住民の子孫とした。ライス判決以後、住民投票の有権者をチャモロ人に限定するのは人種差別的で違憲であるという声が高まった。それに対して、住民投票推進派は、同定義はエスニックないし人種的なものではなく、政治的・歴史的なものであると反論した。だが結局、有権者登録資格のある者の呼称は、「チャモロ人」から「グアムの土着住民」へと変更された。

第2節はグアムの脱植民地化を望む人びとのあいだでも、自己決定の主体に関して見解の相違があることを指摘している。国際法の分野でも、非自治地域人民によるものと先住

民によるものの2つの関係性が議論されてきた。

第3節は「チャモロ人のみの住民投票」への批判を分析している。住民投票の計画に対しては、国際人権規約等の国際規範と、合衆国憲法という国内規範とに則った、普遍主義的立場からの批判が展開されてきた。そして、「人種、エスニシティ、家系に基づいて差別を行ってはならない」という現代では当たり前のその主張は、カラーブラインド・イデオロギーとして作用してきた。とくにライス判決以降、それは後者の国内規範としてのアメリカ立憲主義の立場からの批判との関連性が強まったとあってよい。

第4節は住民投票の批判者たちがグアムの植民地化をどのように無視または軽視してきたかを、「反植民地主義」批判と多文化社会の称揚という2つの側面から明らかにしている。「反植民地主義」批判は、アメリカを「植民地支配者」とする認識を批判し、アメリカ領であることの恩恵を説く。歴史認識や戦争の記憶とも関わり、チャモロ人は「解放」の負債を負わされることになる。また、「反植民地主義」は「反多文化主義」のレッテルを貼られもする。多文化社会において特定の集団が自己決定を要求することは政治的に劣ったことであり、経済的な損失をももたらすとされる。

第5節はチャモロ人の運動をエスニック・ナショナリズムとして批判する政治学者や政治哲学者の議論を分析している。彼らの議論ではエスニック・ナショナリズムにおいて文化は人種・伝統・慣習と結びつけられているということになる。それによって、歴史的不正義や権力関係はほとんど重視されない。

第6節はチャモロ・ナショナリズムの批判者たちがチャモロ人のアメリカ化以外に部族的地位の付与という選択肢を示していることに注目している。チャモロ人はアメリカにおいて準主権的または部分主権的な部族的地位を与えられ、グアムの一部が彼らのための保留地となるというものである。しかし、チャモロ・ナショナリズムにおいては自己決定が求められているのであり、部族的地位や保留地ではない。両者の議論はかみ合っていない。

最後の第7節は住民投票への批判に見られるカラーブラインド・イデオロギーを、レイシズム、ナショナリズム、〈帝国〉との関連で議論している。グアムにおけるカラーブラインド・イデオロギーは、アメリカのレイシズム、植民地主義、ナショナリズムの混合体のようなものとして機能し、歴史的不正義の問題を不可視化させる。それはアメリカの主権の〈帝国〉的な拡大的傾向という特徴からも説明されうるものである。グアムは100年以上ものあいだアメリカの海外領土＝植民地であり続けている。それゆえに、アメリカであること／になることについて重要な問いを突きつけている。

第9章「先住民の土地権の合憲性問題—チャモロ人のみへの土地貸与をめぐる—」は、チャモロ人の土地権の合憲性問題を、グアム住民のあいだの土地問題に関する認識のずれという観点から取り上げている。とりわけチャモロ人のみに土地を貸与するチャモロ土地信託法（CLTA）に対する批判が、どのようにカラーブラインド・イデオロギーと関連し

ているかを明らかにしている。

第1節は1990年代前半のナシオン・チャモルを中心とするCLTA実行要求のなかで、チャモロ人と非チャモロ人の対立が先鋭化せざるをえなかったということを確認している。チャモロ人にとっては不正義の是正であるが、非チャモロ人にとっては生活の不安定化につながる問題であった。

第2節はCLTAの合憲性がどのように問題視されていったかを整理している。1990年代前半にジョセフ・アダ知事はCLTAの実行に合憲性の観点から異議を申し立てられることを恐れていた。これにはアメリカ国内でアフターマティヴ・アクションなどのマイノリティの権利を「逆差別」とする批判の声が高まっていたという背景がある。そして1990年代末以降、とくに2000年のライス判決以降は、司法関係者によってCLTAの合憲性を疑問視する見解が表明されていく。

第3節はグアム住民によるCLTA批判に焦点を当てている。とくに2000年代の白人系住民のデイヴ・デイヴィスらによる提訴に向けた動きは、CLTの土地における開発計画を中止に追い込むなど効果を発揮してきた。

第4節はデイヴィスのCLTA批判の論理を取り上げている。デイヴィスはCLTAの合憲性を疑問視する司法関係者の見解に繰り返し言及することによって、自らの主張の正当化または権威づけを行い、CLTAを擁護するチャモロ人との対照性を際立たせようとしてきた。そして、デイヴィスは自分たちのような非チャモロ人はチャモロ人による差別の被害者であると訴えてきた。「チャモロ・レイシズム」を主張しているといえる。

第5節はチャモロ人とチャモロ文化の真正性に関するデイヴィスの見解を分析している。デイヴィスは「真に土着のチャモロ人」は存在せず、誰もチャモロ人であることを証明することはできないとして、チャモロ人の権利を否定する。また、デイヴィスはチャモロ文化を「借り物文化」とし、「本当に真正なチャモロ文化」の存在についても懐疑的である。

第6節はチャモロ人の土地権に対するさまざまな反応をグアムでのカラーブラインド・イデオロギーの浸透と関連づけて論じている。チャモロ人の土地権への批判のなかでは、米軍による土地接収などの歴史的不正義はまったく言及されず、忘却されている。「逆レイシズム」や「逆差別」のような「逆」の認識すら見られない。また、人種的またはエスニックなカテゴリーを政治的な要素をまったく介さず相対化し、それを正常とする多文化社会のイメージが見られる。

終章は、グアムにおけるカラーブラインド・イデオロギーの特徴を整理し、先住民運動における歴史的不正義の重要性を確認し、多文化主義の議論のなかに歴史的不正義の議論を位置づける必要性を提起している。

グアムにおけるカラーブラインド・イデオロギーの特徴についてはおもな4点を指摘している。第1に、アメリカ化ナラティヴまたは「解放とリハビリの帝国神話」がそこに見

られる。すなわち、歴史的不正義の記憶／忘却である。カラーブラインド・イデオロギーのなかでは、歴史的不正義は言及されないか、言及されてもそれは過去のこと、現在には直接関係しないこととして語られるのみである。グアムにおける植民地主義の歴史は、アメリカ化され、アメリカのナショナル・ヒストリーに取り込まれる。

第2に、先住民やマイノリティの権利を要求する運動は、多文化社会や多文化主義の敵、つまり反多文化主義とみなされる。そこにおける多文化社会の理想的イメージは、「リベラル多文化主義」や「企業的多文化主義」または「ネオリベラル多文化主義」などに結びついている。グアムでは、これらの多文化主義的観点から多文化状況が評価され、それを乱すチャモロ・ナショナリズムは非難されるわけである。

第3に、グアムとアメリカの関係性が経済偏重的に認識される。つまり、グアムは宗主国に搾取される植民地ではなく、もし植民地と呼ぶにしても恵まれた植民地であり、独立しても貧しいままの第三世界諸国よりはましだということである。経済的な観点から、植民地であることの抑圧性や被害者性のようなものは取るに足りないということになる。

第4に、カラーブラインド・イデオロギーのなかで主張されていることに抵抗する人びとや理解がおよばない人びとを、国民統合のなかで何らかの形で排除する。グアムではおもにチャモロ人によってではなく、非チャモロ人によってチャモロ人の保留地を設置するという案が出されてきた。「チャモロ人のみの住民投票」にこだわるのなら、アメリカ・インディアン部の部族が有するような保留地で好きにしろというわけである。

そして、チャモロ・アイデンティティやチャモロ・ナショナリズムについても本論文では考察してきた。そのなかで明らかになったのは以下のことである。チャモロ人の権利主張の根底には、チャモロ人こそがアメリカの植民地主義の影響を被ってきたということがある。自己決定の主体がチャモロ人とされるのは、彼らが自己決定や主権を奪われてきたから、つまり植民地主義の継続によってさまざまな被害を受けてきたからにほかならない。世界中で現れている先住民運動を含めた歴史的不正義を問い直す動きのなかに、グアムのチャモロ人の脱植民地化と先住権の主張も位置づけられる。しかしその歴史的不正義がどのように対処されるかは、新啓蒙主義道徳と呼ばれるものがグアムとアメリカあるいはチャモロ人と非チャモロ人とのあいだでどのように生じていくかにかかっている。

また、批判的多文化主義はアメリカのレイシズムを論じるなかで生まれたものである。とりわけ新しいレイシズム、文化的レイシズム、カラーブラインド・レイシズムといわれるものを考察するうえで非常に示唆的な議論である。その一方で、植民地主義や歴史的不正義については、これまでの批判的多文化主義の議論はほとんど対象としてこなかった。それゆえ、本論文で取り組んだカラーブラインド・イデオロギーに関する考察を、批判的多文化主義に取り込むことは意義のあることといえる。先住民や被植民者、あるいはナショナル・マイノリティを抱える国における植民地主義やレイシズムを論じるうえで、欠かすことのできない理論的視座である。